

埼玉県農地防災事業補助金交付要綱

昭和49年 2月 1日告示

最終改正 令和 4年10月27日決裁

(趣旨)

第1条 県は、農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため、農地防災事業を行う市町村、土地改良区その他知事が適当と認める者（以下「補助事業者」という。）に対し、当該事業の実施に要する経費について、毎年度予算の範囲内において、補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は別表の事業等の区分欄に掲げる事業とし、補助の対象となる事業費（以下「補助事業費」という。）は、当該補助事業の実施に要する経費のうち、知事の認める額とする。

2 補助事業の採択基準及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(申請書の様式)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、知事が毎会計年度別に定める日までとする。

3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

(添付書類の省略等)

第4条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第6条 規則第11条の状況報告は、補助金交付の決定に係る年度の12月末日現在において、様式第3号により、遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月20日までに、知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第7条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。

2 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は、補助金の交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日とする。

ただし、補助金の金額が前払金又は概算払で交付された場合における提出期限は、別に知事が定める。

- 3 第3条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第3条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第4号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（処分制限財産の指定）

第8条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、それぞれ一件の取得価格が50万円以上の財産とする。

- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間（次条第3項において「処分制限期間」という。）は、「農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）に定められている処分の制限を受ける期間とし、その期間は、補助事業完了の日から起算する。

（書類の整備）

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は、効用の増加した財産については、第1項の帳簿及び証拠書類並びに様式第5号の財産管理台帳を処分制限期間が経過するまでの間、整備保管しておかなければならない。

（書類の経由）

第10条 規則に基づき知事に提出する書類は、所轄農林振興センターの長を経由しなければならない。

（暴力団排除に関する誓約）

第11条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならないが、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この告示は公布の日から施行し、昭和48年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の告示は、昭和54年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和56年5月1日告示第682号）

この告示は、公布の日から施行し、昭和56年度の補助金から適用する。

附 則（平成7年4月20日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成7年度の補助金から適用する。

(経過措置)

2 平成6年度以前に採択された事業の別表（第2条関係）の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成8年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度の補助金から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

所在地： _____

事業者名： _____

代表者職・氏名： _____

別表（第2条関係）

事業等の区分	採 択 基 準	補助率
1 ため池整備事業 (地震対策)	<p>農山漁村地域整備交付金実施要領（農林水産省）（平成22年4月1日付け21農振第2454号農林水産事務次官通知）要領別紙3-1 運用1別紙1 1 防災ダム事業 第1の（3）地震対策ため池防災工事に基づき実施される事業のうち、市町村が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 耐震性の向上のための農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修であって、次の基準に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震防災緊急事業五箇年計画に定められている又は定められる予定がある ・総事業費がおおむね800万円以上 <p>（大規模事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災受益面積がおおむね7ha以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね2ha以上であって、想定被害額（農外）が3億円以上のもの <p>（小規模事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災受益面積がおおむね7ha以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね2ha以上のもの <p>※以上のほか、実施内容に関する要件について、要領別紙3-2の第2を確認すること</p>	<p>（大規模事業） 当該補助事業費の89%以内</p> <p>（小規模事業） 当該補助事業費の84%以内</p>
	<p>農村地域防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産事務次官通知）要領別紙3（ため池整備事業に係る運用）第2の1の（1）に基づき実施される事業のうち耐震性の向上を目的とするものであって、市町村が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修であり、施設が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下、「防災重点農業用ため池」という）、又は、施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次に該当するもの</p> <p>（大規模事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災受益面積がおおむね7ha以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね2ha以上であって、想定被害額（農外）が3億円以上のもの <p>（小規模事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上であって、かつ、かんがい受益面積がおおむね2ha以上のもの ・総事業費がおおむね800万円以上のもの <p>（但し、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策におけるため池に関する加速化対策として実施する場合には受益面積要件はなし）</p> <p>※以上のほか、実施内容に関する要件について、要領別紙3の第4の4及び要領別紙3-2（ため池整備事業に係る取扱い）の第2の1を確認すること</p>	<p>（大規模事業） 当該補助事業費の89%以内</p> <p>（小規模事業） 当該補助事業費の84%以内</p> <p>（中山間地域） 当該補助事業費の89%以内</p>
	<p>農村地域防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産事務次官通知）要領別紙17（防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用）第2の1の（1）に基づき実施される事業のうち耐震性の向上を目的とするものであって、市町村が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 耐震性の向上のための防災重点農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修であって、次の基準に該当するもの</p> <p>（大規模事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災受益面積がおおむね7ha以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね2ha以上であって、想定被害額（農外）が3億円以上のもの <p>（小規模事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上であって、かつ、かんがい受益面積がおおむね2ha以上のもの ・総事業費がおおむね4000万円以上のもの <p>（但し、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策におけるため池に関する加速化対策として実施する場合には受益面積要件はなし）</p> <p>※以上のほか、実施内容に関する要件について、要領別紙17-2（防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る取扱い）の第2の1を確認すること ※緊急性の高いものは農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林水産事務次官通知）を確認すること ※緊急性の高いものうち知事が特に必要と認めるものは農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）に係る知事特認取扱要領（令和4年3月25日埼玉県農林部農村整備課）を確認すること</p>	<p>（大規模事業） 当該補助事業費の89%以内</p> <p>（小規模事業） 当該補助事業費の84%以内</p> <p>（中山間地域） 当該補助事業費の89%以内</p> <p>（緊急性の高いもの） 当該補助事業費の89%以内</p>

別表（第2条関係）

事業等の区分	採 択 基 準	補助率
1 ため池整備事業 (地震対策) つづき	<p>農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産事務次官通知）要領別表2（防災減災対策）（1）のアの（イ）に基づき実施される事業のうち、都道府県以外が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修であって、次の基準に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故による被害を生ずるおそれがある農業用ため池等を対象とし、過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域で行うものであること ・長寿命化・防災減災計画を作成していること ・1地区あたりの事業費の合計200万円以上 ・1地区あたりの受益者数が農業者2者以上 ・1地区あたりの事業工期が原則5か年以内 	<p>当該補助事業費の84%以内</p> <p>(中山間地域) 当該補助事業費の89%以内</p>
2 ため池整備事業 (豪雨対策)	<p>農村地域防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産事務次官通知）要領別紙3（ため池整備事業に係る運用）第2の1の（1）に基づき実施される事業のうち豪雨による決壊の防止を目的とするものであって、市町村が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備であり、防災重点農業用ため池、又は、施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次に該当するもの</p> <p>(大規模事業) ・防災受益面積がおおむね7ha以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね2ha以上であって、想定被害額（農外）が3億円以上のもの</p> <p>(小規模事業) ・防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上であって、かつ、かんがい受益面積がおおむね2ha以上のもの</p> <p>・総事業費がおおむね800万円以上のもの</p> <p>(但し、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策におけるため池に関する加速化対策として実施する場合には受益面積要件はなし)</p> <p>※以上のほか、実施内容に関する要件について、要領別紙3の第4の3及び要領別紙3-2（ため池整備事業に係る取扱い）の第2の2を確認すること</p>	<p>(大規模事業) 当該補助事業費の74%以内</p> <p>(小規模事業) 当該補助事業費の71%以内</p> <p>(中山間地域) 当該補助事業費の76%以内</p>
	<p>農村地域防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産事務次官通知）要領別紙17（防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用）第2の1の（1）に基づき実施される事業のうち豪雨による決壊の防止を目的とするものであって、市町村が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備であって、次の基準に該当するもの</p> <p>(大規模事業) ・防災受益面積がおおむね7ha以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね2ha以上であって、想定被害額（農外）が3億円以上のもの</p> <p>(小規模事業) ・防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上であって、かつ、かんがい受益面積がおおむね2ha以上のもの</p> <p>・総事業費がおおむね4000万円以上のもの</p> <p>(但し、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策におけるため池に関する加速化対策として実施する場合には受益面積要件はなし)</p> <p>※以上のほか、実施内容に関する要件について、要領別紙17-2（防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る取扱い）の第2の2を確認すること</p> <p>※緊急性の高いものは農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林水産事務次官通知）を確認すること</p> <p>※緊急性が高いものうち知事が特に必要と認めるものは農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）に係る知事特認取扱要領（令和4年3月25日埼玉県農林部農村整備課）を確認すること</p>	<p>(大規模事業) 当該補助事業費の76%以内</p> <p>(小規模事業) 当該補助事業費の71%以内</p> <p>(中山間地域) 当該補助事業費の76%以内</p> <p>(緊急性の高いもの) 当該補助事業費の76%以内</p>

別表（第2条関係）

事業等の区分	採 択 基 準	補助率
2 ため池整備事業 (豪雨対策) つづき	<p>農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産事務次官通知）要領別表2（防災減災対策）（1）のアの（ア）に基づき実施される事業のうち、都道府県以外が実施主体となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災重点農業用ため池または施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であること。 ・長寿命化・防災減災計画を作成していること ・1地区あたりの事業費の合計200万円以上 ・1地区あたりの受益者数が農業者2者以上 ・1地区あたりの事業工期が原則5か年以内 	<p>当該補助事業費の71%以内 (中山間地域) 当該補助事業費の76%以内</p>
3 ため池整備事業 (一般整備) つづき	<p>農山漁村地域整備交付金実施要領（農林水産省）（平成22年4月1日付け21農振第2454号農林水産事務次官通知）要領別紙3-1 運用1別紙1 IIため池等整備事業第1の（1）のAに基づき実施される事業のうち、都道府県以外が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生する恐れがある場合に早急に整備を要する農業用ため池（災害防止用のダムを含む）の新設若しくは変更又は新設と併せて行うため池の廃止及びこれらの付帯施設の整備であって、次の基準に該当するもの</p> <p>1 中山間地域以外で行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積がおおむね10ha未満のもの ・総事業費がおおむね800万円以上のもの <p>2 中山間地域で行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積がおおむね10ha以上のもの ・総事業費がおおむね800万円以上のもの <p>※以上のほか、実施内容に関する要件について、要領別紙3-2の第3を確認すること</p>	<p>当該補助事業費の68%以内 (中山間地域) 当該補助事業費の73%以内</p>
	<p>農村地域防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産事務次官通知）要領別紙3（ため池整備事業に係る運用）第2の1の（2）に基づき実施される事業のうち、都道府県以外が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生する恐れがある場合に早急に整備を要するため池（災害防止用のダムを含む）の新設、変更、新設と併せて行う廃止、しゅんせつ、付帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事であって、次の基準に該当するもの</p> <p>1 農業用ため池の廃止及び水質改善工事以外の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かんがい受益面積がおおむね2ha以上 (但し、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策におけるため池に関する加速化対策として実施する場合には受益面積要件はなし) ・総事業費がおおむね800万円以上 <p>2 農業用ため池の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止する農業用ため池の貯水量の合計が1,000m³以上であって、総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの <p>3 農業用ため池の水質改善工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費がおおむね3500万円以上 ・受益面積がおおむね10ha以上のもの ・要領別紙9（水質保全対策事業に係る運用）別表2に該当する地域 <p>※以上のほか、実施内容に関する要件について、要領別紙3-2（ため池整備事業に係る取扱い）第3及び第6の2を確認すること</p>	<p>当該補助事業費の68%以内 (中山間地域) 当該補助事業費の73%以内</p>

別表（第2条関係）

事業等の区分	採 択 基 準	補助率
3 ため池整備事業 (一般整備) つづき	<p>農村地域防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産事務次官通知）要領別紙17（防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用）第2の1の（2）に基づき実施される事業のうち豪雨による決壊の防止を目的とするものであって、都道府県以外が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生する恐れがある場合に早急に整備を要する防災重点農業用ため池の新設若しくは変更、新設と併せて行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事であって、次の基準に該当するもの</p> <p>1 農業用ため池の廃止及び水質改善工事以外の事業 ・かんがい受益面積がおおむね2ha以上 （但し、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策におけるため池に関する加速化対策として実施する場合には受益面積要件はなし） ・総事業費がおおむね4000万円以上</p> <p>2 農業用ため池の廃止 ・廃止する農業用ため池の貯水量の合計が1,000m³以上であって、総事業費の合計がおおむね4000万円以上のもの</p> <p>3 農業用ため池の水質改善工事 ・総事業費がおおむね4000万円以上 ・受益面積がおおむね10ha以上のもの ・要領別紙9（水質保全対策事業に係る運用）別表2に該当する地域</p> <p>※ 以上のほか、実施内容に関する要件について、要領別紙17-2（防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る取扱い）第3及び第6の2を確認すること</p>	<p>当該補助事業費の71%以内</p> <p>(中山間地域) 当該補助事業費の76%以内</p>
	<p>農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産事務次官通知）要領別表2（防災減災対策）（1）のアの（ウ）に基づき実施される事業のうち、都道府県以外が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生する恐れがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せて行う廃止、農業用ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備であって、次の基準に該当するもの</p> <p>・長寿命化・防災減災計画を作成していること ・1地区あたりの事業費の合計200万円以上 ・1地区あたりの受益者数が農業者2者以上 ・1地区あたりの事業工期が原則5か年以内</p> <p>※ 以上のほか、ため池のしゅんせつ工事及びため池の廃止については、要領別表2（1）のアの（ウ）の実施要件を確認すること</p>	<p>当該補助事業費の68%以内</p> <p>(中山間地域) 当該補助事業費の73%以内</p>
4 ため池整備事業 (監視・管理体制の強化)	<p>農山漁村地域整備交付金実施要領（農林水産省）（平成22年4月1日付け21農振第2454号農林水産事務次官通知）要領別紙3-1 運用1別紙1 IIため池等整備事業第1の（10）のAに基づき実施される事業のうち、都道府県以外が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置を行うものであって、次の基準に該当するもの</p> <p>・防災重点農業用ため池であって、受益面積がおおむね2ha以上のもの ・事業の完了までに運用1に規定しているため池の整備を実施する見込みがあるもの又は実施しているもの</p> <p>※以上のほか、実施内容に関する要件について、要領別紙3-2の第3を確認すること</p>	<p>当該補助事業費の50%以内</p> <p>(中山間地域) 当該補助事業費の55%以内</p>

別表（第2条関係）

事業等の区分	採 択 基 準	補助率
4 ため池整備事業 (監視・管理体制の強化) つづき	<p>農村地域防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産事務次官通知）要領別紙14（ため池緊急防災環境整備事業に係る運用）第2の1に基づき実施される事業のうち、都道府県以外が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置を行うものであって、次の基準に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災重点農業用ため池であって、受益面積がおおむね2ha以上のもの <p>農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産事務次官通知）要領別表2（防災減災対策）（2）のア（ア）及び（イ）①に基づき実施される事業のうち、都道府県以外が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 農業用排水施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備及び農業用排水施設における危機管理向上施設（雨量計若しくは水位計等の観測機器等）の整備を行うものであって、次の基準に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化・防災減災計画を作成していること ・1地区あたりの事業費の合計200万円以上 ・1地区あたりの受益者数が農業者2者以上 ・1地区あたりの事業工期が原則5か年以内 	<p>定額 ※R12年度までに採択する場合に限る</p> <p>当該補助事業費の50%以内 （ただし、ため池において行うもにあつては令和12年度までは定額） （中山間地域） 当該補助事業費の55%以内 （ただし、ため池において行うもにあつては令和12年度までは定額）</p>
5 ため池整備事業 (廃止・統合)	<p>農山漁村地域整備交付金実施要領（農林水産省）（平成22年4月1日付け21農振第2454号農林水産事務次官通知）要領別紙3-1 運用1別紙1 IIため池等整備事業第1の（10）のエに基づき実施される事業のうち、市町村が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 地域防災上のリスクの除去としてため池の廃止を行うものであって、次の基準に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設等が決壊した場合に下流へ影響を与えるおそれがある等のため池 <p>※以上のほか、実施内容に関する要件について、要領別紙3-2の第3を確認すること</p>	<p>当該補助事業費の50%以内 （中山間地域） 当該補助事業費の55%以内</p>
	<p>農村地域防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産事務次官通知）要領別紙14（ため池緊急防災環境整備事業に係る運用）第2の3に基づき実施される事業のうち、市町村が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 ため池の統廃合及び代替水源の確保であつて、次の基準に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災重点農業用ため池であつて、想定被害額（農外）が500万円以上のもの ・統廃合に伴い代替水源を確保するための施設整備を行うもの 	<p>定額</p>
	<p>農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産事務次官通知）要領別表2（防災減災対策）（3）のイに基づき実施される事業のうち、都道府県以外が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 地域防災上のリスクの除去としてため池の廃止を行うものであって、次の基準に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化・防災減災計画を作成していること ・1地区あたりの事業費の合計200万円以上 ・1地区あたりの受益者数が農業者2者以上 ・1地区あたりの事業工期が原則5か年以内 ・防災重点農業用ため池であつて、想定被害額（農外）が500万円以上のもの <p>※ 以上のほか、要領別表2（3）のイの実施要件を確認すること</p>	<p>定額 ※上限額は以下のとおり 堤高5m未満：1,000万円／箇所 堤高5m以上10m未満：2,000万円／箇所 堤高10m以上：3,000万円／箇所 特に必要と認める場合は 堤高5m未満：3,000万円／箇所 堤高5m以上10m未満：4,000万円／箇所 堤高10m以上：6,000万円／箇所</p>

別表（第2条関係）

事業等の区分	採 択 基 準	補助率
6 農業用河川 工作物等 応急対策 事業	<p>農山漁村地域整備交付金実施要領（農林水産省）（平成22年4月1日付け21農振第2454号農林水産事務次官通知）要領別紙3-1 運用1別紙3（農業用河川工作物応急対策等事業）第2の1の（2）に基づき実施される事業のうち、都道府県以外が事業主体となるもの</p> <p>○実施内容 農業用河川工作物の構造が不適当若しくは不十分であるものについて整備補強等の改善措置を講じ、洪水及び地震等による災害の未然防止を図るものであって次の基準に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行う場合には、その総事業費がおおむね800万円以上1億円未満のもの ・市町村以外のものが行う場合にあっては、その総事業費がおおむね800万円以上5,000万円未満のもの <p>区分① 総事業費800万円以上5,000万円未満 区分② 総事業費5,000万円以上1億円未満</p>	<p>区分① 当該補助事業費の82%以内 区分② 当該補助事業費の92%以内</p>
	<p>農村地域防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産事務次官通知）要領別紙7（農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用）第2の1に基づき実施される事業のうち、都道府県以外が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等をいう）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備であって、総事業費が概ね800万円以上、1億円未満のもの</p> <p>区分① 総事業費800万円以上5,000万円未満 区分② 総事業費5,000万円以上1億円未満</p>	<p>区分① 当該補助事業費の82%以内 区分② 当該補助事業費の92%以内</p> <p>（中山間地域） 区分① 当該補助事業費の87%以内 区分② 当該補助事業費の97%以内</p>
	<p>農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産事務次官通知）要領別表2（防災減災対策）（1）のキに基づき実施される事業のうち、都道府県以外が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 農業用河川工作物の整備補強、撤去又は撤去に伴う農業用排水施設の整備であって、総事業費がおおむね200万円以上、1億円未満のもの</p> <p>区分① 総事業費200万円以上5,000万円未満 区分② 総事業費5,000万円以上1億円未満</p>	<p>区分① 当該補助事業費の82%以内 区分② 当該補助事業費の92%以内</p> <p>（中山間地域） 区分① 当該補助事業費の87%以内 区分② 当該補助事業費の97%以内</p>
7 特定農業用 管水路等 特別対策事業	<p>農山漁村地域整備交付金実施要領（農林水産省）（平成22年4月1日付け21農振第2454号農林水産事務次官通知）要領別紙3-1 運用1別紙1 V農村地域環境保全整備事業 第1の（2）に基づき実施される事業のうち、都道府県以外が事業主体となるもの</p> <p>○実施内容 (1) 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更 (2) (1)の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更 (3) 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く。）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更 (1)～(3)に該当するものであって、次の基準に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積がおおむね10ha以上のもの ・(1)、(2)を対象とするものにあつては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上のもの 	<p>当該補助事業費の68%以内</p> <p>（中山間地域） 当該補助事業費の73%以内</p>

別表（第2条関係）

事業等の区分	採 択 基 準	補助率
7 特定農業用 管水路等 特別対策事業 つづき	<p>農村地域防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産事務次官通知）要領別紙8（特定農業用管水路等特別対策事業に係る運用）第2の1から3に基づき実施される事業のうち、都道府県以外が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 (1) 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更 (2) (1)の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更 (3) 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く。）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更 (1)～(3)に該当するものであって、次の基準に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積がおおむね10ha以上のもの ・(1)、(2)を対象とするものにあつては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上のもの 	<p>当該補助事業費の68%以内</p> <p>(中山間地域) 当該補助事業費の73%以内</p>
8 農業水利施設 安全対策事業	<p>農村地域防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産事務次官通知）要領別紙16（農業水利施設危機管理対策事業に係る運用）第2の4に基づき実施される事業のうち、都道府県以外が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設を整備するものであって、次の基準に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり、「農業水利施設安全対策推進計画」に位置付けられた施設であること ・1地区あたりの事業費の合計が200万円以上 	<p>当該補助事業費の71%以内</p> <p>(中山間地域) 当該補助事業費の76%以内</p>

別表（第2条関係）

事業等の区分	採 択 基 準	補助率
9 防災減災緊急 対策事業（団体営）		
実施計画等 策定	<p>農山漁村地域整備交付金実施要領（農林水産省）（平成22年4月1日付け21農振第2454号農林水産事務次官通知）要領別紙3-1 運用1別紙1 IIため池等整備事業第1（9）に基づき実施される事業のうち、都道府県以外が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 整備事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものであって、整備事業の実施要件に該当するもの</p> <p>農村地域防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産事務次官通知）要領別紙3（ため池整備事業に係る運用）第2の3の（1）、要領別紙7（農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用）第2の3の（1）、要領別紙8（特定農業用管路等特別対策事業に係る運用）第2の4、要領別紙14（ため池緊急防災環境整備事業に係る運用）第2の5に基づき実施される事業のうち、都道府県以外が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 整備事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものであって、整備事業の実施要件に該当するもの</p> <p>農村地域防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産事務次官通知）要領別紙17（防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用）第2の3の（1）～（7）に基づき実施される事業のうち、都道府県以外が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 防災重点農業用ため池において、（1）劣化状況評価、（2）豪雨耐性評価、（3）地震耐性評価、（4）ため池緊急防災対策情報整備、（5）実施計画策定、（6）ため池群調査計画策定、（7）ハード整備の着手促進の各項目の実施要件に該当するもの</p> <p>農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産事務次官通知）要領別表2（防災減災対策）（1）のシに基づき実施される事業のうち、都道府県以外が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 整備事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものであって、整備事業の実施要件に該当するもの</p> <p>・要領別表2の（1）のア、エ、カ、キ、及び（3）のイの事業のうち1つ以上と併せ行うもの ・1地区あたりの事業工期が原則1か年以内</p>	<p>当該補助事業費の50%以内</p> <p>当該補助事業費の51%以内</p> <p>※但し、二次災害が予想される地区における施設に係るものにあつては、R7年度採択まで定額 ため池緊急防災環境整備事業はR12年度採択まで定額</p> <p>第2の3の（1）～（6）定額 第2の3の（7） 当該補助事業費の51%以内 （中山間地域） 当該補助事業費の56%以内</p> <p>定額 上限額 1,000万円/箇所</p>
耐震性 点検	<p>農村地域防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産事務次官通知）要領別紙3（ため池整備事業に係る運用）第2の3の（2）、又は、要領別紙7（農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用）第2の3の（2）に基づき実施される事業のうち、都道府県以外が実施主体となるもの。</p> <p>○実施内容 大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて耐震化対策整備計画を策定するものであって、整備事業の実施要件に該当するもの</p> <p>農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産事務次官通知）要領別表2（防災減災対策）（1）のシに基づき実施される事業のうち、都道府県以外が実施主体となるもの。</p> <p>○実施内容 過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域において実施する農業用排水施設の耐震性調査であつて、次の基準に該当するもの</p> <p>・要領別表2の（1）のア、キ、及び（3）のイの事業のうち1以上と併せ行うもの ・1地区あたりの事業工期が原則1か年以内</p>	<p>当該補助事業費の51%以内</p> <p>※但し、二次災害が予想される地区における施設に係るものにあつては、R7年度採択まで定額</p> <p>定額 上限額 1,000万円/箇所</p> <p>※ため池の場合は、 3,000万円/箇所</p>

別表（第2条関係）

事業等の区分	採 択 基 準	補助率
ため池緊急 防災対策情 報整備	<p>農村地域防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産事務次官通知） 要領別紙1（調査計画事業に係る運用）第2の2に基づき実施される事業のうち、都道府県以外が実施主体となるもの。</p> <p>○実施内容 人命、家屋又は公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用又は旧農業用ため池を対象として計画的に防災対策を推進するために行う調査及び当該ため池に係る諸元等の詳細情報を整理するもの</p>	<p>当該補助事業費の51%以内</p> <p>※但し、二次災害が予想される地区における事業にあっては、R7年度採択まで定額</p>
ハザード マップ作成	<p>農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産事務次官通知） 要領別表3（ため池の保全・避難対策）（1）のAに基づき実施される事業のうち、都道府県以外が実施主体となるもの。</p> <p>○実施内容 防災重点農業用ため池に係るハザードマップの作成及び作成のために必要な調査、試験及び測量等であって、次の基準に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1地区あたりの事業工期が1か年以内であること ・ハザードマップを作成した場合は、当該ハザードマップを関係住民等に周知すること ・ハザードマップ作成に当たっては、ワークショップの開催等により関係住民等との意見交換を行うこと 	<p>当該補助事業費の50%以内</p> <p>※R12年度まで定額</p>

別表（第2条関係）

事業等の区分	採 択 基 準	補助率
<p>10 防災重点農業用ため池整備事業（豪雨対策）</p>	<p>農村地域防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産事務次官通知）要領別紙17（防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用）第2の1の（1）に基づき実施される事業のうち豪雨による決壊の防止を目的とするものであって、市町村が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の發揮のための整備であって、新たに洪水調節機能を加えて対策に取り組む予定の地区であり、次の基準に該当するもの</p> <p>（大規模事業） ・防災受益面積がおおむね7ha以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね2ha以上であって、想定被害額（農外）が3億円以上のもの</p> <p>（小規模事業） ・防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上であって、かつ、かんがい受益面積がおおむね2ha以上のもの ・総事業費がおおむね4000万円以上のもの （但し、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策におけるため池に関する加速化対策として実施する場合には受益面積要件はなし）</p> <p>※以上のほか、実施内容に関する要件について、要領別紙17-2（防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る取扱い）の第2の2を確認すること ※緊急性の高いものは農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林水産事務次官通知）を確認すること ※緊急性の高いものうち知事が特に必要と認めるものは農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）に係る知事特認取扱要領（令和4年3月25日埼玉県農林部農村整備課）を確認すること</p>	<p>（大規模事業） 当該補助事業費の89%以内</p> <p>（小規模事業） 当該補助事業費の84%以内</p> <p>（中山間地域） 当該補助事業費の89%以内</p> <p>（緊急性の高いもの） 当該補助事業費の89%以内</p>
<p>11 防災重点農業用ため池整備事業（老朽化対策）</p>	<p>農村地域防災減災事業実施要領（農林水産省）（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産事務次官通知）要領別紙17（防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用）第2の1の（2）に基づき実施される事業のうち都道府県以外が実施主体となるもの</p> <p>○実施内容 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生する恐れがある場合に早急に整備を要する防災重点農業用ため池の新設若しくは変更、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備に必要な工事であって、新たに洪水調節機能を加えて対策に取り組む予定の地区であり、次の基準に該当するもの</p> <p>1 農業用ため池の廃止及び水質改善工事以外の事業 ・かんがい受益面積がおおむね2ha以上 （但し、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策におけるため池に関する加速化対策として実施する場合には受益面積要件はなし） ・総事業費がおおむね4000万円以上</p> <p>※以上のほか、実施内容に関する要件について、要領別紙17-2（防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る取扱い）第3及び第6の2を確認すること ※緊急性の高いものは農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林水産事務次官通知）を確認すること ※緊急性の高いものうち知事が特に必要と認めるものは農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）に係る知事特認取扱要領（令和4年3月25日埼玉県農林部農村整備課）を確認すること</p>	<p>当該補助事業費の84%以内</p> <p>（中山間地域） 当該補助事業費の89%以内</p> <p>（緊急性の高いもの） 当該補助事業費の89%以内</p>

本事業において、「中山間地域」とは、次にあげる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村をいう。

- (1) 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域
- (2) 山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- (3) 特定農山村地域における農林業の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72条）第2条第1項の規定に基づき指定された特定農山村地域
- (4) 棚田地域振興法（令和元年度法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

様式第1号（第3条関係）

令和 年度

事業補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

事務所所在地
名 称
代表者氏名

下記により令和 年度 事業（ 地区）補助金の交付を受けたいので補助金の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 経費の配分及び事業計画の概要 (別紙1のとおり)
- 3 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日
- 4 収支予算書 (別紙2のとおり)
- 5 交付を受けようとする補助金の額 金 円
- 6 実施設計書 (別添のとおり)

別紙1

経費の配分及び事業計画の概要

事業名			地区名 (事業主体)	()		施工年度	年度～年度		申請・実績 (どちらかに○)						
費目	工種	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降		備考	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金 (交付金)	国庫率	国庫補助金(交付金)以外の財源			事業量		事業費
			円		円		円	円	%	円	円	円		円	
計															

(記載要領)

(注) 添付書類 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金返還措置(昭和44年5月24日付け44農地A第826号農林事務次官通達)に係る返還対象事業にあつては、地区内における国庫補助金の振分けの基準を記載した書面(ただし、実績報告書提出時のみ)を添付すること。

- 1 費目欄には、工事費の費目の純工事費(本工事費)、測量設計費、船舶及び機械器具費、営繕費、用地費及び補償費、全体実施設計費、ならびに換地費を記載する。
- 2 工種欄には、事業実施要綱別表の区分欄に掲げられている区分により記載すること
- 3 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載する。
- 4 国庫補助金(交付金)以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載する。
- 5 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月並びに事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、区分(事業主体)ごとに、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同相当額がない場合には、「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入する。
- 6 申請と実績の金額が異なる場合は、実績報告時に申請金額を上段()で記載すること。

様式第2号（第5条関係）

令和 年度

事業補助金交付決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった 事業
(地区) 補助金については下記のとおり交付する。

記

1 補助事業費及び補助金の額は、次のとおりである。

補助事業費 円

補助金の額 円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

2 支払方法（※精算払、概算払、前金払 から記載）

3 補助金の確定額は、次の各号より算出した額を比較して、いずれか低い額とする。

(1) 補助金の額（変更された場合は、変更された額とする）

(2) 補助事業者が、当該補助事業に要した実支出に補助率を乗じて得た額

4 補助事業に要する経費の配分、補助事業の内容の変更又は補助事業の中止若しくは廃止をする場合においては、別記変更承認申請書により知事の承認を受けること。ただし、補助金の額が増減する場合を除き、次に掲げる以外の変更はこの限りではない。

(1) 工事費のうち工事雑費以外の経費から工事雑費への流用

(2) 工種の新設、変更又は廃止

(3) 施行箇所又は工種の構造若しくは工法の変更

(4) 工種別の事業量の30パーセントを超える増減

5 補助事業者が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、文書により速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

- 6 補助事業者は、補助事業に係る受益地の全部又は一部が当該事業につき土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の公告のあった日（その公告において、工事完了の日が示されたときは、その示された日）、土地改良法によらない事業にあつては工事の完成検査日の属する年度の翌年度から起算して8年以内に農地でなくなった場合には、その転用の規模が小さいこと等の理由により、知事が別に定める場合を除き、補助金のうち、次の表に掲げる補助金返還額の算出方法により算出される金額（知事がこれより低い金額を定めたときはその定めた金額）に相当する部分を県に返還しなければならない。

補助金返還額の算出方法		
C	A	: 返還対象補助金の総額
$A \times \frac{B}{C}$	B	: 受益地の総面積
B	C	: 転用（又は開田）受益地の面積

- 7 知事の承認を得て補助事業により取得した機械を貸付けする場合には、当該機械の購入費の額から受けた補助金に相当する額を控除した額の償却と、維持管理に要する経費の額を限度とした貸付料でなければならない。
- 8 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業完了後においても知事が別に定める期間内は善良な管理者の注意をもって管理するとともに補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければならない。また、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- なお、当該処分により、収入があつた場合は、その収入の一部を県に納付させることがある。
- 9 補助事業を中止し、又は廃止した場合において、当該事業により取得した工食用材その他の物件が残存するときは、品目、数量、金額及び処分の方法を知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- なお、当該処分により、収入があつた場合は、その収入の一部を県に納付させることがある。
- 10 この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に規定する間接補助金等であり、同法、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金交付規則（昭和31年農林省令第18号）及び国の関係補助金（交付金）交付要綱に従わなければならない。

注) 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について（昭和44年5月24日44農地A第826号）、土地改良事業の受益地の開田等に伴う補助金の返還措置について（昭和45年7月4日45農地A第2001号）において補助金返還の対象とする土地改良事業に掲げる事業以外の事業の場合は、記6を削除するものとする。

別記

令和 年度 事業変更等承認申請書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事 様

事務所所在地
名 称
代 表 者 氏 名

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定の通知を受けた事業
(地区) について、別紙理由により変更(事業の中止、廃止)承認を受けたい
ので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 経費の配分及び事業計画の概要 (別紙1のとおり)
- 2 収支予算書 (別紙2のとおり)
- 3 交付を受けようとする補助金の額 金 円
- 4 理由書 (別添のとおり)
- 5 変更設計書 (別添のとおり)

注. 別紙1又は別紙2は、それぞれ様式第1号の別紙1又は別紙2に準じて作成し、申請内容の変更部分については変更前の内容を括弧書きで上段に、変更後の内容を下段に記載すること。

様式第3号（第6条関係）

令和 年度

事業遂行状況報告書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

事業所所在地

名 称

代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた事業
（ 地区）の遂行状況について、補助金等の交付手続等に関する規則第11条の
規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況（別紙のとおり）

2 事業着手 令和 年 月 日

3 事業完了予定 令和 年 月 日

別紙

事業遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	収入済額	収入未済額	備 考
	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	支出済額	支出未済額	備 考
	円	円	円	

注 「区分」欄については、様式第1号の別紙2の区分に準じて記入すること。

2 事業別状況

費 目	実施計画		出来高		進捗率 $\frac{(B)}{(A)}$	備 考
	事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)		
		円		円		

様式第4号（第7条関係）

令和 年度

事業実績報告書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

事業所所在地
名 称
代表者氏名

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定の通知を受けた
事業（ 地区）が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の
規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。（なお、精算返還額は、
円です。）

記

- 1 事業の目的
- 2 補助事業の成果 (別紙1及び別紙2のとおり)
- 3 収支精算書 (別紙3のとおり)
- 4 事業完了年月日 令和 年 月 日
- 5 出来高設計書 (別添のとおり)

注 別紙1は、様式第1号の別紙1とし、申請内容を括弧書きで上段に、事業実
績内容を下段に記載すること。

別紙 2

1 請負及び竣工検査調書

地区名	区分	施工箇所	構造又は工法	事業量	設計金額	請負金額	請負人氏名	着工年月日 竣工年月日	竣工検査		契約方式	備考
									検査年月日	検査責任者職氏名		
					円	円						

- 注 1 地区名の下に事業主体名を括弧書きで記入すること。
 2 備考欄には県確認検査年月日及び検査員を記載すること。

2 残材料調書

地区名	名称	形状寸法	数量	単価	金額	検収又は取得年月日	備考
				円	円		

- 注 1 地区名の下に括弧書きで事業主体名を記入すること。

3 財産管理台帳(規則第19条第1の財産、要綱第8条第1項の財産)

事業名	地区名	事業主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収又は取得年月日	処分制限期間		処分の状況			備考
									耐用年数	処分制限年月日	処分の類別	処分年月日	補助金返済額	
						円	円						円	

- 注 1 数年にわたって施行する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載すること。
 2 備考欄に、当該事業に係る補助率等を記載すること。

収支精算書

1 補助金精算

事業名	工種	補助金決定額	補助事業費総額	補助率	精算補助額(A)	補助金受領額(B)	差引補助金返還額(B-A)
	工事費	円	円	%	円	円	円
	計						

2 収入の部

区分	収入予算額	収入済額	差引増(△)減
	円	円	円

3 支出の部

区分	支出予算額	支出済額	差引増(△)減
	円	円	円

様式第4号の2（第7条関係）

令和 年度

事業年度終了実績報告書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

事業所所在地

名 称

代表者氏名

令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度における 事業（ 地区）について、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、別紙のとおり報告します。

別紙

事業名														
地区名	費目	工種	実施計画			年度出来高			出来高率	年度以降 予定出来高		完了 年月日	了定 年月日	摘要
			事業量	事業費	補助金	事業量	事業費	補助金		事業費	補助金			
				円	円		円	円		円	円			

注1 補助金欄には、補助金の額のうち県費に係る分を括弧書きで上段に、補助金の額を下段に記載すること。

様式第4号の3（第7条関係）

令和 年度消費税仕入控除税額報告書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事 様

事業所所在地
名 称
代表者氏名

令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知を受けた 事業
(地区) 補助金について、埼玉県農地防災事業補助金交付要綱第7条の規定に
より、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等の交付手続等に関する規則
(昭和40年埼玉県規則第15号)

第14条の補助金の額の確定額	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

財 産 管 理 台 帳

市町村（事業主体）名 _____

事業区分	地区名		地区		事業実施年度		平成		年度		交付金名						摘要	
	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の区分			
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施行箇所 または 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分 制限 年月日	処分 年月日	処分 の内容		
									国庫 補助金 (交付金)	県費	市 町 費	その他						
							円	円	円	円	円							
	小計		/	/	/	/												
	小計		/	/	/	/												
	合計		/	/	/	/												

- 注
- 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
 - 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸与先及び抵当権等の設定権者の名称又は、補助金返還額を記入すること。
 - 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に替えることができる。